

# 定期監査の結果

(平成21年度財務)

愛媛県監査事務局

## 1 定期監査の実施方針

定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査)において、同条第 1 項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか

経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

また、同条第 2 項の規定による行政監査を、財務監査と一体的・総合的に実施した。

## 2 定期監査の執行状況

平成 21 年度財務に係る定期監査は 229 機関に対して実施した。そのうち、166 機関は実地により、63 機関は書面により監査を実施した。

区 分	実地監査	書面監査	計
知事部局	108	12	120
本庁	58	0	58
地方局	32	0	32
地方機関	18	12	30
諸 局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	34	42	76
本庁	9	0	9
地方機関(高等学校等)	25	42	67
公安委員会	9	8	17
本庁	1	0	1
地方機関(警察署)	8	8	16
公営企業管理局	11	1	12
本庁	3	0	3
地方機関(病院等)	8	1	9
合 計	166	63	229
本庁	75	0	75
地方機関(地方局を含む)	91	63	154

## 3 定期監査の結果

### (1) 監査結果の処理区分

#### ア 指摘事項

##### ・公表事項

監査委員が、指摘事項を公表(県報掲載)するもの

##### ・文書通知事項

監査委員が、指摘事項を監査を実施した機関に対して文書で通知するもの

#### イ 指導事項

監査委員が、改善すべき事項を口頭等で伝達するもの

### (2) 指摘事項の状況

平成 21 年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

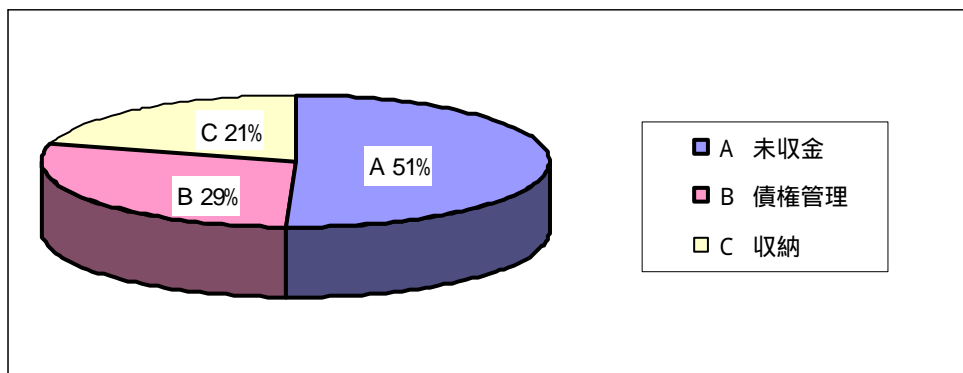
#### ア 会計別

区分	指摘件数	うち公表
普通会計	366	85
企業会計	47	20
合計	413	105

## イ 内容別

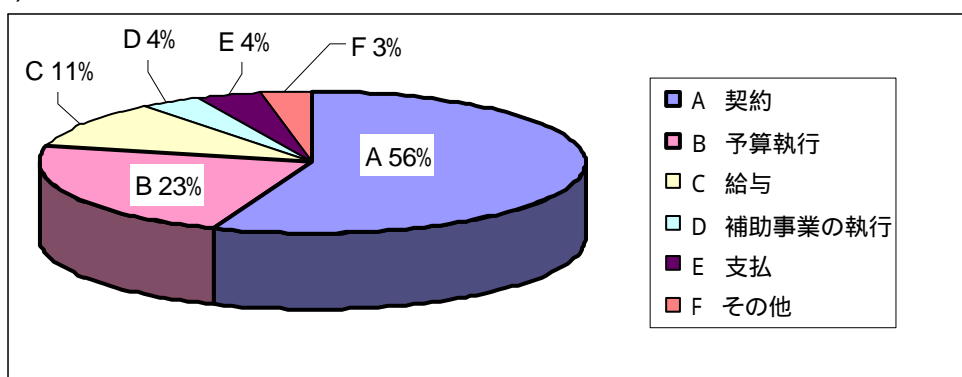
区 分	収 入	支 出	工 事	物 品	財 産	事務事業	計
指 摘 件 数	91	220	28	30	14	30	413
うち公表	72	19	3	2	0	9	105
構成比 (%)	22.03	53.27	6.78	7.26	3.39	7.26	100.00

### (ア) 収入



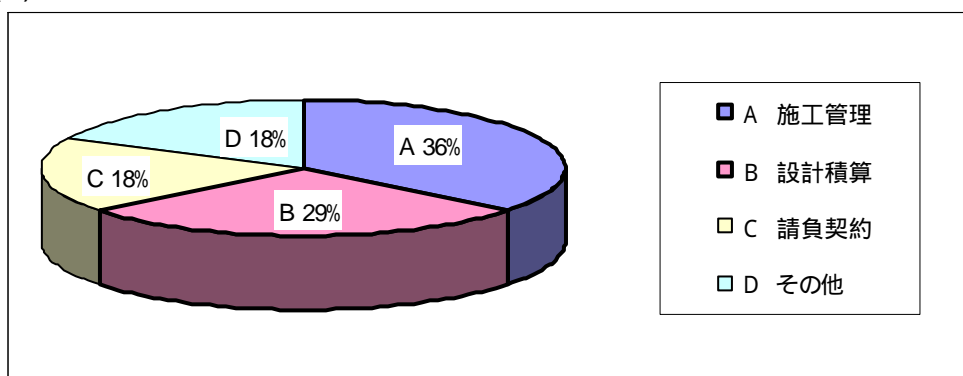
収入に関する指摘件数は、未収金に関すること 46 件、債権管理に関すること 26 件、収納に関すること 19 件である。

### (イ) 支出



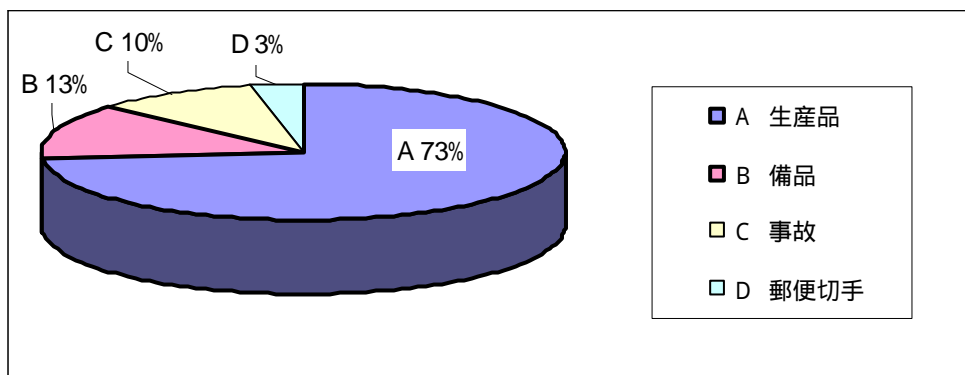
支出に関する指摘件数は、契約に関すること 123 件、予算執行に関すること 50 件、給与に関すること 24 件、補助事業の執行に関すること 8 件、支払に関すること 8 件、その他 7 件である。

### (ウ) 工事



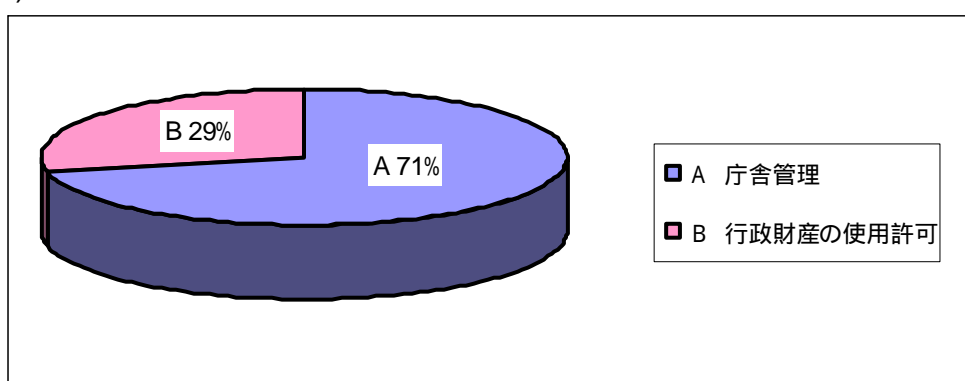
工事に関する指摘件数は、施工管理に関すること 10 件、設計積算に関すること 8 件、請負契約に関すること 5 件、その他 5 件である。

(I) 物品



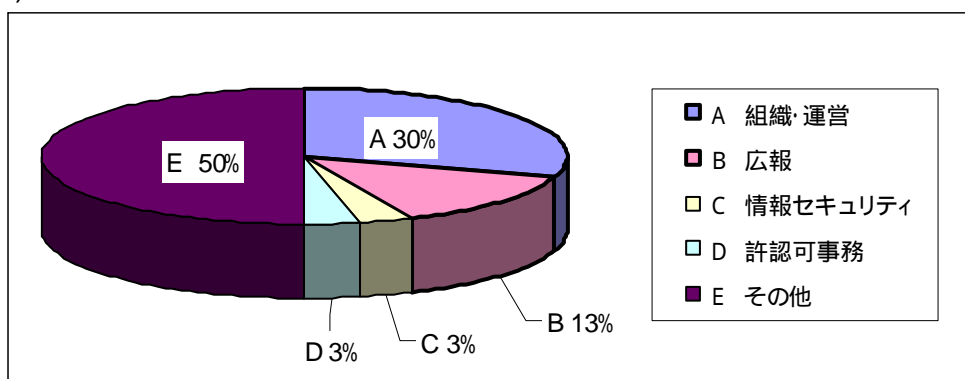
物品に関する指摘件数は、生産品に関すること 22 件、備品に関すること 4 件、事故に関すること 3 件、郵便切手に関すること 1 件である。

(オ) 財産



財産に関する指摘件数は、庁舎管理に関すること 10 件、行政財産の使用許可に関すること 4 件である。

(カ) 事務事業



事務事業に関する指摘件数は、組織・運営に関すること 9 件、広報に関すること 4 件、情報セキュリティに関すること 1 件、許認可事務に関すること 1 件、その他 15 件である。

(3) 指導事項の状況

平成 21 年度財務に係る指導事項の内訳は次のとおりである。  
 なお、主な指導の内容は、本書付録に収録している。

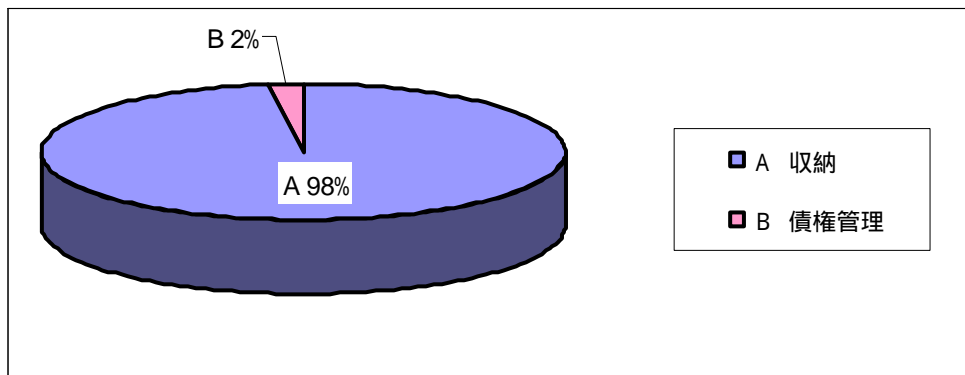
ア 会計別

区分	指導件数
普通会計	181
企業会計	12
合計	193

イ 内容別

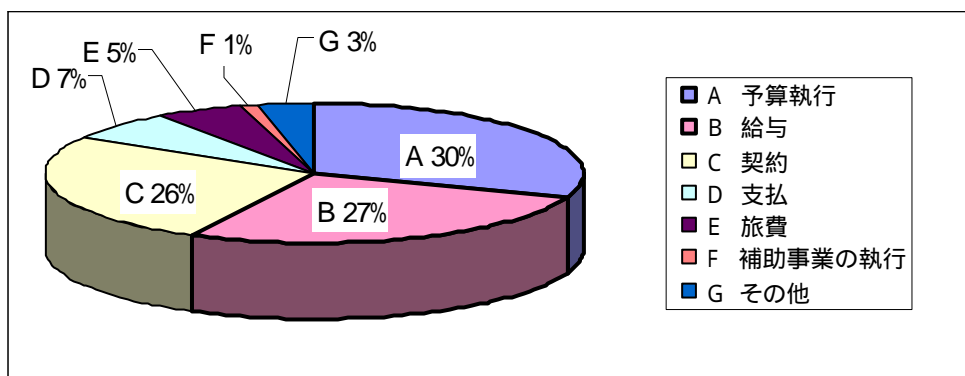
区 分	収 入	支 出	工 事	物 品	財 産	事 務 事 業	計
指 導 件 数	44	92	12	20	7	18	193
構 成 比 ( % )	22.80	47.67	6.22	10.36	3.63	9.33	100.00

(7) 収入



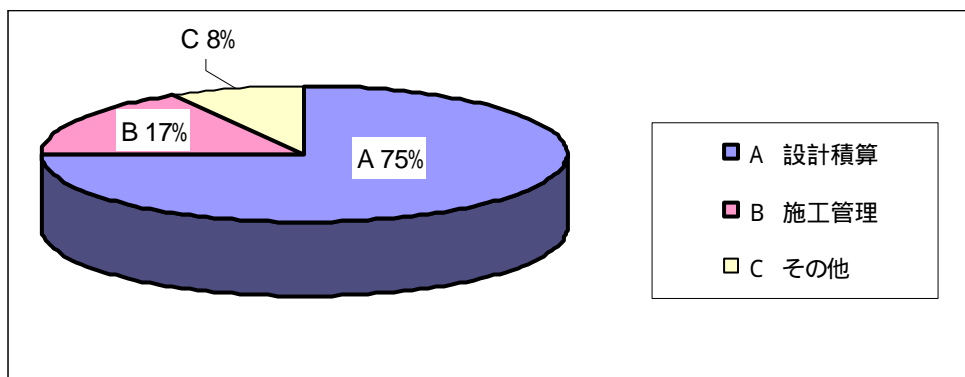
収入に関する指導件数は、収納に関すること 43 件、債権管理に関すること 1 件である。

(1) 支出



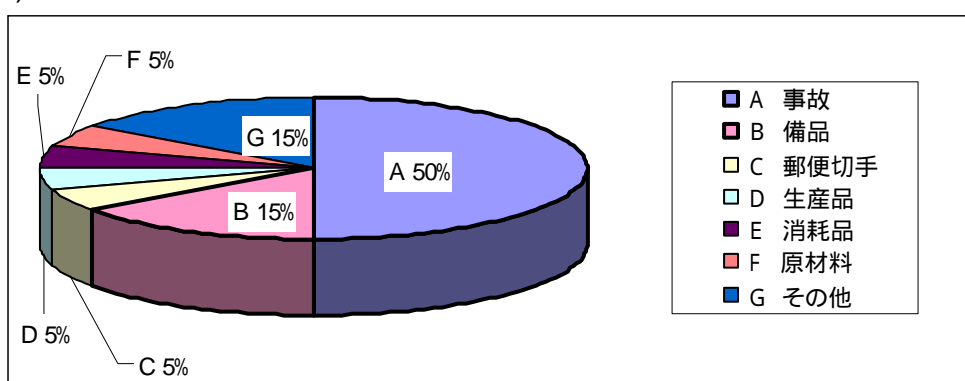
支出に関する指導件数は、予算執行に関すること 28 件、給与に関すること 25 件、契約に関すること 24 件、支払に関すること 6 件、旅費に関すること 5 件、補助事業の執行に関すること 1 件、その他 3 件である。

(ウ) 工事



工事に関する指導件数は、設計積算に関すること9件、施工管理に関すること2件、その他1件である。

(I) 物品

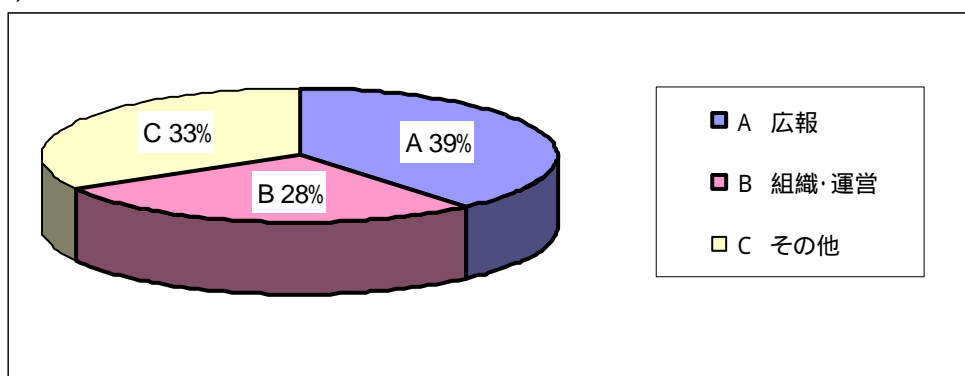


物品に関する指導件数は、事故に関すること10件、備品に関すること3件、郵便切手に関すること1件、生産品に関すること1件、消耗品に関すること1件、原材料に関すること1件、その他3件である。

(オ) 財産

財産に関する指導件数は、庁舎管理に関すること7件である。

(カ) 事務事業



事務事業に関する指導件数は、広報に関すること7件、組織運営に関すること5件、その他6件である。